

インボイス制度

への対応に専門家を派遣します

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書保存方式）が導入されました。課税事業者が仕入税額控除をするには、取引先にインボイス（適格請求書）を発行してもらう必要がありますが、制度開始後も、インボイスへの実務的な対応について問題を抱える事業者は少なくありません。

鹿児島県中央会では、インボイス制度の概要や今後の対応に向け、専門家の派遣や講習会の開催を行う事業を実施します。

- 適格請求書発行事業者の登録申請手続き
- 請求書・領収書の様式変更
- 課税事業者への変更の検討
- 取引先が免税事業者の場合の対応
- 使用している会計ソフトの再確認 など

組合員企業への個別支援も対象になります！

組合の総会等に併せた
講習会の開催も可能です
詳細はお問い合わせ下さい



1対1での実務的な質問も
勿論可能です！

※中央会職員の同行あり



期 間

～令和7年1月17日（金）※予算がなくなり次第終了

費 用

無 料（専門家謝金、会場借料、資料印刷費など）

対 象

組合・組合員企業

テー マ

インボイス制度に関するテーマ

申込みは
裏面から！

お問い合わせ先 鹿児島県中小企業団体中央会 総務企画課

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

鹿児島県中小企業団体中央会 行
FAX 099(225)2904

令和5年度事業環境変化対応型支援事業

専門家派遣申込書

担当者 _____

連絡先 _____ () _____

組合名	
所在地	
具体的な相談内容	
希望する専門家	
希望日	令和 年 月 頃

※ 準備期間の都合がございますので、日程に余裕を持ったご相談をお願いします。

※ 相談内容によっては対応できない場合もございますので、予めご了承ください。

お問い合わせ 鹿児島県中小企業団体中央会 総務企画課

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904